

K & N I P NEWS

* * * 今回の内容 * * *

中国特許法改正について

中国特許法の改正案が 2020 年 10 月 17 日に可決され、2021 年 6 月 1 日から施行されることになりました。

- ・部分意匠制度が導入されます。
- ・意匠保護期間が、10 年から 15 年に延長されます。(出願日から起算)

その他、特許権者の合法的な権利と利益の保護を強化し、特許権の実施と運用を促進するための改正が行われております。

文責：外国 G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2020 年 11 月 2 日

特許業務法人笠井中根国際特許事務所